
制度的対応の検討状況について

令和 7 年10月20日

環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室



目 次

- 1. 制度的対応に関するこれまでの検討状況**
- 2. 専門支援機関の検討状況について**
 - ① 役割・具備要件**
 - ② 支援体系等**
- 3. 一般廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る検討状況について**
 - ① 一般廃棄物処理計画・災害支援協定に係る措置**
 - ② 災害時の一般廃棄物処理施設の設置に係る措置**
- 4. 最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る検討状況について**

1. 制度的対応に関するこれまでの検討状況

廃棄物処理制度小委員会における検討状況

- 令和6年12月に中央環境審議会の下に設置された「**廃棄物処理制度小委員会**」において、本検討会で整理された今後の災害廃棄物対策の方向性に関する事項のうち、制度的措置等を中心に審議。**令和7年6月に中間とりまとめ**が行われ、以下3点のとおり整理された。
- 引き続き廃棄物処理制度小委員会での議論を経て、**令和8年度以降の法改正等**を目指す。

今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性 (令和7年3月、災害廃棄物対策推進検討会)

- 3-1 自治体における災害廃棄物処理計画等及び災害支援協定の充実
- 3-2 発災後の初動期における災害廃棄物処理体制の早期確立
- 3-3 損壊家屋等の解体工事実施体制の早期確立
- 3-4 大量に発生する災害廃棄物の処理体制の早期確立
- 3-5 被災自治体等の災害廃棄物処理の支援・受援体制と横断的支援機能の早期確立
- 3-6 巨大地震・集中豪雨等における災害廃棄物処理に関する知見・データ等の充実
- 3-7 制度的対応

これまでの議論等も踏まえ、制度的措置を以下の3点に整理

- ① **公費解体・災害廃棄物処理を横断的に調整支援する専門支援機能の規定整備**
- ② **一般廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備**
 - ・一般廃棄物処理計画の規定事項への非常災害時事項の追加、災害支援協定に基づき委託基準を合理化する特例措置
 - ・災害時の廃棄物処理施設の設置に係る特例措置
- ③ **廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例措置の創設**

2. 専門支援機関の検討状況について

①役割・具備要件

専門支援機関に関するこれまでの検討

令和7年3月 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性

(災害廃棄物対策推進検討会)

- 国は、被災自治体の平時の各種災害廃棄物対策及び発災後の災害廃棄物処理・公費解体に関する事業監理、人的・技術的支援、広域調整等に対して横断的調整支援を担う専門支援機能の確立に向けた制度化を検討する。

令和7年6月 今後の廃棄物処理制度の検討に向けた中間取りまとめ(廃棄物処理制度小委員会)

- ① 公費解体・災害廃棄物処理を横断的に調整支援する専門支援機能の規定整備
- 被災した損壊家屋等についてその所有者に代わって市町村が行う解体・撤去工事並びに市町村が行う災害廃棄物及び一般廃棄物の処理に係る発注関係事務及び民間事業者等の施工監理等の全部又は一部について、横断的に調整支援する専門支援機能（機関）に関する規定を整備することを検討すべきである。また、平時の備えとして自治体が行う災害廃棄物処理計画の策定・改定、民間事業者等との災害時支援協定の締結・見直し、研修や訓練等について、当該専門支援機能（機関）が全国横断的に支援できるような規定を設けることを検討すべきである。

【想定される横断的専門支援機能の主な役割】 ※第1回令和7年度災害廃棄物対策推進検討会等における議論を反映(赤字箇所)

<平時>

- ① 自治体(市町村、都道府県)の公費解体・災害廃棄物の各種対策(災害廃棄物処理計画・災害応援協定の策定・改定、研修・訓練、適正処理困難物の処理先確保等)に関する技術支援
- ② 人材バンク登録者への教育・訓練
- ③ 災害廃棄物に関する技術的な研究・開発 等

<発災時>

- ③ 初動期の関係機関(D.Waste-Net、関係機関、関係省庁等)と連携した現地調査チームの編成・派遣・調査、生活ごみ・し尿及び片付けごみの衛生管理、仮置場・適正処理困難物管理の技術支援
- ④ 公費解体・災害廃棄物処理に係る被災自治体の各種発注関係事務(発注支援含む)、進捗管理、施工監理・各種調整業務に関する被災自治体の補助・代行
- ⑤ 公費解体・災害廃棄物の各フェーズ・工程に応じた技術支援・人的支援のマッチング・調整 等

【横断的専門支援機能に必要な具備要件】

- 廃棄物処理・公費解体に関する技術的・専門的な知見・経験(廃棄物処理に関する知見だけでなく、廃棄物処理・公費解体に関連する様々な知見(例えば建築、土木、環境、法務、財務、電気、DX等)が必要)
- 多様な関係者・関係機関(自治体、事業者等)との調整に関する知見・経験・能力・連携ネットワーク基盤
- 現地支部を発災早期に設置するなど、全国的な対応が可能であること(発災時の十分な人員確保の観点から、災害対応専門組織でない方が望ましい) 等

引き続き、専門支援機能の役割・具備要件の具体化を進めていく。

専門支援機関の平時の役割・業務の具体化 - ①

専門支援機関の平時の役割

A. 被災自治体に対する国による発災時の支援に係る平時の管理・運営（人材バンク・DWN・広域処理等）や全国共通の対応基盤の整備（技術的な研究・開発、過去災害におけるデータ・知見の蓄積、情報発信、研修・訓練パッケージの構築・運営）

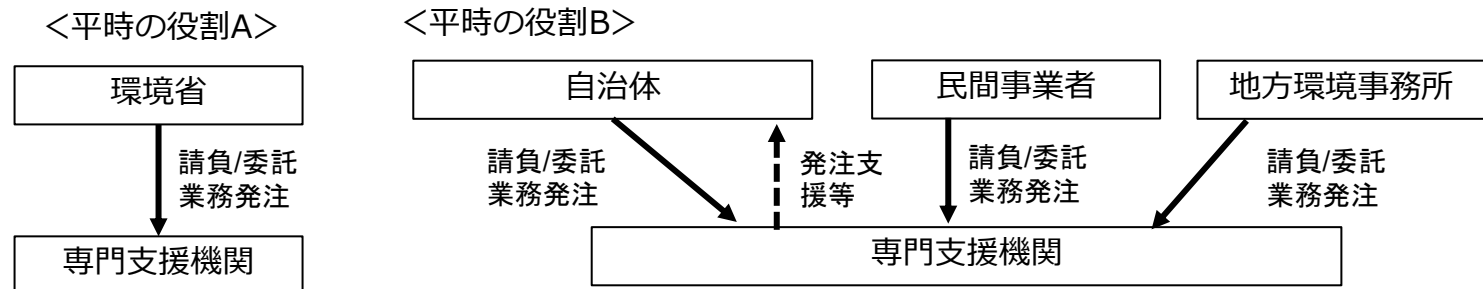
⇒Aは、これまで環境省本省（一部は自治体）が担ってきた業務であり、**専門支援機関固有の業務**として、**環境省本省から専門支援機関へ請負/委託業務の発注**を想定。[平時の基盤業務]

B. 個別自治体での対応が困難な事業に関する自治体への支援

⇒Bは、発災時の支援内容につながることを前提に、南海トラフ地震等の大規模災害時に備え、**更なる強化が必要な都道府県、地域ブロック、地域ブロック横断、全国的対応を中心に**、平時の準備業務について、**自治体・環境省地方環境事務所・民間事業者等から専門支援機関への請負/委託業務の発注**を想定。Aの業務で構築した連携ネットワーク基盤、過去災害における知見・データ、全国共通の標準化されたシステム・研修プログラム等を活用し、関係者を支援する。[平時の応用業務]

また、自治体の平時の災害廃棄物対策の主な課題が、マンパワー不足・知見不足にあるところ、平時においても自治体の発注・契約関係の事務支援を実施することで、中小規模自治体も含めた全国的な対応能力強化を図っていく。

契約形態（案）



専門支援機関の平時の役割・業務の具体化 - ②

A. 被災自治体に対する国による発災時の支援に係る平時の管理・運営（人材バンク・DWN・広域処理等）や全国共通の対応基盤の整備（技術的な研究・開発、過去災害におけるデータ・知見の蓄積、情報発信、研修・訓練パッケージの構築・運営）

役割	業務内容	具備要件	※ 青字：今回新たに追加した具備要件
A	人材バンクの管理・運営 ・登録者改廃・名簿管理 ・登録者への研修・訓練	・国と一体となって事業を行うことができる。 ・多様な関係者・関係機関との調整に関する知見・経験・能力・連携ネットワーク基盤がある。 ・自治体、民間事業者等向けの研修・訓練を実施した実績又は能力がある。 ・個人情報保護等の観点から、秘匿性の高い情報の取り扱いの実績がある。	
	DWNの管理・運営 ・DWN（全国団体）との連携（平時からの契約内容等の調整、実勢価格の把握等） ・DWN向けの研修・訓練		
	災害廃棄物に関する技術的な研究・開発 ・災害廃棄物の処理に係る各種調査や、研究・開発	・研究機関等との連携により、災害廃棄物等の知見の蓄積及び活用した実績又は能力がある。	
	災害廃棄物処理管理システム、GISの管理・運営 ・既存廃棄物処理情報の集約、更新 ・災害時に役立つデータの収集（避難所、石綿物件等） ・地図データの活用、自治体の既存システムとの連携 ・災害時の円滑なシステム運用に向けた研修・訓練	・国と一体となって事業を行うことができる。 ・廃棄物に関する情報一元管理システムの構築・運営実績がある。 ・廃棄物処理におけるデジタル技術活用実績又は能力がある。 ・個人情報保護等の観点から、秘匿性の高い情報の取り扱いの実績がある。	
	これまでの災害のデータ・知見蓄積 ・発生量、組成割合 ・災害記録誌等の作成 ・災害ごと、支援団体ごとの支援実績の整理	・国と一体となって事業を行うことができる。 ・過去からの網羅的かつ連続したデータの蓄積が必要であり、膨大な量の情報の取り扱いの実績又は能力がある。 ・大規模災害・複合災害における災害廃棄物対応の経験がある。 ・研究機関等との連携により、災害廃棄物等の知見の蓄積及び活用した実績又は能力がある。	
	広報、情報発信 ・災害経験を踏まえた国が発行するマニュアル等の改定支援 ・HP等における情報発信の管理・更新、国外向けの情報発信等	・研究機関等との連携により、災害廃棄物等の知見の蓄積及び活用した実績又は能力がある。	
	危険物・適正処理困難物の処理支援 ・平時、災害時の物量把握 ・処理先とのマッチング	・廃棄物処理法に基づき廃棄物処理を行った実績がある。 ・有害物等を扱い、排出事業者と収集運搬事業者とのマッチング体制を構築した実績がある。 ・危険物・適正処理困難物の処理支援のための環境と安全に配慮した処理ノウハウを有する。	
	研修・訓練パッケージの構築・運営 ・行政職員向け、レベル別のe-ラーニングの構築・運営 ・研修・訓練のパッケージ構築	・国と一体となって事業を行うことができる。 ・全国一律の研修・訓練を行うため、全国を対象とした過去からの網羅的かつ連続したデータの蓄積が必要であり、膨大な量の情報の取り扱いの実績又は能力がある。	

専門支援機関の平時の役割・業務の具体化 - ③

B. 個別自治体での対応が困難な事業に関する自治体への支援

役割	業務内容	競合（これまで担っていた事業者等）		専門支援機関との業務分担イメージ		専門支援機関の優位性
B	自治体の平時の災害廃棄物対策に係る発注・契約・契約監理支援	無	（自治体が自ら実施）＊ ¹	専門機関が自治体の補助・代行者として、自治体のコンサルへのマネジメント又は業務発注を支援		・災害時における発注関係事務支援・施工管理等の経験を踏まえた対応が可能。
	災害廃棄物処理計画に係る技術的助言 ・広域連携、共同策定の支援 ・モデル事業の成果の全国展開	有	地方環境事務所、（自治体や地方環境事務所から委託を受けた）コンサル	地方環境事務所	企画立案、進捗管理	・多様な関係者・関係機関との調整に関する知見・経験・能力・連携ネットワーク基盤を活用可能。 ・前述の災害廃棄物処理管理システムを活用した支援が可能。 ・大規模災害・複合災害における災害廃棄物対応の経験を活かした支援が可能。
				コンサル	個別自治体への計画策定・改定支援	
				専門機関	複数自治体への計画策定・改定支援 ※地方環境事務所が行う取組の実務面を担当	
災害支援協定の締結支援 ・協定内容、締結先候補の助言 ・自治体、都道府県団体等との広域連携の促進 ・地域ブロックを超えた広域連携の促進	無	（自治体が自ら実施）＊ ²	専門機関を中心に、自治体への締結先候補の紹介、締結に必要な情報等の提供を実施。			
	自治体・事業者等向けの研修・訓練 全国共通的な災害廃棄物対応基盤構築を前提とした ・自治体間・地域ブロック間の連携に資する研修・訓練の実施 ・ボランティア、民間事業者等への研修の実施	有	地方環境事務所、（自治体や地方環境事務所から委託を受けた）コンサル	地方環境事務所	企画立案、進捗管理	・前述の研修・訓練パッケージを活用した研修・訓練が可能である。
			コンサル	個別自治体への研修・訓練		
			専門機関	複数自治体、民間事業者等への研修・訓練 ※地方環境事務所が行う取組の実務面を担当		

*1 災害時の発注関係事務支援はコンサルによる対応実績あり *2 今後各種マニュアル等の改定により、締結に資する情報が充実化し、コンサルによる支援も可能となることが見込まれる

⇒ 今般の各種検討により自治体は処理計画の改定など相応の対応が必要であること、また、これまでは域外連携、複数自治体連携などについて、大規模災害に備えた対応へのフォローアップが十分ではなかったことを踏まえ、地方環境事務所、これまで担ってきた事業者と連携しながら対応を強化していく。

専門支援機関の発災時の役割・業務の具体化

専門支援機関の発災時の役割

- A. 必要な支援内容・規模を早期に把握するための初動期現地調査チームの運営
- B. 災害廃棄物処理進捗管理システムの提供・運用（今回追加）
- C. 被災自治体への災害廃棄物処理実行計画作成支援（今回追加）
- D. 技術的・人的支援のマッチング・調整
- E. 発注・契約・施工管理等の被災自治体への各種事務支援
- F. 被災自治体への災害報告書作成支援（今回追加）

段階	役割	業務内容	具備要件	※青字：今回新たに追加した具備要件
発災直後～	A	初動期現地調査チームの運営 ・環境省統括の下、支援団体と調整しチーム組成 ・必要な支援内容・規模の把握 ・早期の支援体制構築	- 国と一体となって事業を行うことができる。 - 現地支部を発災早期に設置するなど、全国的な対応が可能な組織である。 - 多様な関係者・関係機関との調整に関する知見・経験・能力・連携ネットワーク基盤がある。 - 廃棄物処理・公費解体に関する技術的・専門的な知見・経験（廃棄物処理に関する知見に加え、建築、土木、環境、法務、財務、電気、DX等）がある。	
	B	災害廃棄物処理進捗管理システムの提供・運用 ・災害廃棄物処理に係る各種情報の一元管理 ・ボトルネックの把握により支援・受援体制を強化	- 国と一体となって事業を行うことができる。 - 廃棄物に関する情報一元管理システムの構築・運営実績がある。 - 廃棄物処理におけるデジタル技術活用実績又は能力がある。 - 個人情報保護等の観点から、秘匿性の高い情報の取り扱いの実績がある。	
	C	被災自治体への災害廃棄物処理実行計画作成支援 ・災害廃棄物処理計画作成に必要な、被害情報等の各種情報や過去災害のデータ・知見を提供	- 国と一体となって事業を行うことができる。 - 全国を対象とした過去からの網羅的かつ連続したデータの蓄積が必要であり、膨大な量の情報の取り扱いの実績又は能力がある。 - 研究機関等との連携により、災害廃棄物等の知見の蓄積及び活用した実績又は能力がある。	
	D	技術的・人的支援のマッチング・調整 ・受援側（被災自治体）のニーズ把握 ・DWN、人材バンク、短期応援職員等の調整	- 国と一体となって事業を行うことができる。 - 多様な関係者・関係機関との調整に関する知見・経験・能力・連携ネットワーク基盤がある。 - 個人情報保護等の観点から、秘匿性の高い情報の取り扱いの実績がある。	
発災2週間程度～	E	発注・契約・施工管理等の各種事務支援 ・被災自治体の多岐にわたる調整・事務を補助、代行	- 多様な関係者・関係機関との調整に関する知見・経験・能力・連携ネットワーク基盤がある。 - 行政機関の発注代行支援実績や廃棄物処理施設に係る工事、維持管理運営に係る業務の発注実績がある。 - 廃棄物処理・公費解体に関する技術的・専門的な知見・経験（廃棄物処理に関する知見に加え、建築、土木、環境、法務、財務、電気、DX等）がある。	
発災1か月後以降	F	被災自治体への災害報告書作成支援 ・災害報告書作成に必要な、被害情報等の各種情報や過去災害のデータ・知見を提供	- 国と一体となって事業を行うことができる。 - 全国を対象とした過去からの網羅的かつ連続したデータの蓄積が必要であり、膨大な量の情報の取り扱いの実績又は能力がある。	

専門支援機関に求められる具備要件

・前述の役割・業務の具体化をもとに、専門支援機関に求められる**具備要件**を以下のとおり整理

I. 廃棄物処理・公費解体に関する技術的・専門的な知見・経験（廃棄物処理に関する知見だけでなく、廃棄物処理・公費解体に関連する様々な知見（例えば建築、土木、環境、法務、財務、電気、DX等）が必要）がある。

II. 多様な関係者・関係機関（自治体、事業者等）との調整に関する知見・経験・能力・連携ネットワーク基盤がある。

III. 現地支部を発災早期に設置するなど、全国的な対応が可能な組織である（発災時の十分な人員確保の観点から、災害対応専門組織でない方が望ましい）。

<以下、今回追加>

IV. 国の施策の確実な遂行、各種データ・知見の蓄積やその情報の効果的な発信の観点から、国と一体となって事業を行うことができる。

V. 個人情報保護等の観点から、秘匿性の高い情報の取り扱いの実績がある。

VI. 廃棄物に関する情報一元管理システムの構築・運営実績がある。

VII. 行政機関の発注代行支援実績や廃棄物処理施設に係る工事、維持管理運営に係る業務の発注実績がある。

VIII. 以下の実績又は能力を有する。

- 全国を対象とした過去からの網羅的かつ連続したデータの蓄積が必要であり、**膨大な量の情報**の取り扱いの実績又は能力がある。
- **自治体、民間事業者等向けの研修・訓練**を実施した実績又は能力がある。
- **廃棄物処理におけるデジタル技術活用**実績又は能力がある。
- **大規模災害・複合災害における災害廃棄物処理**に関する実績又は能力がある。

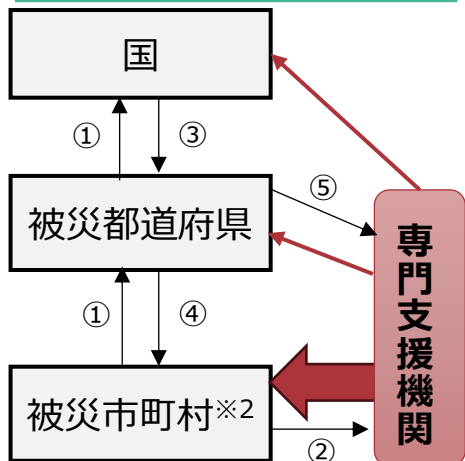
2. 専門支援機関の検討状況について

② 支援体系等

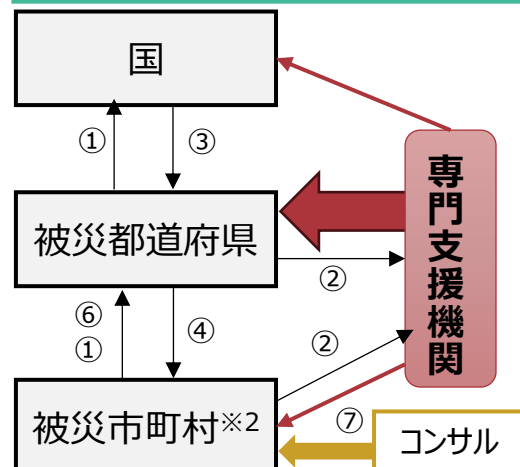
専門支援機関の発災時の支援イメージ（案）

- 市町村の平時の廃棄物処理体制では対応できない規模の災害において、以下のパターン1～2（大規模災害の場合にはパターン3も追加）が単一又は複数の都道府県において混在して発生する。※1

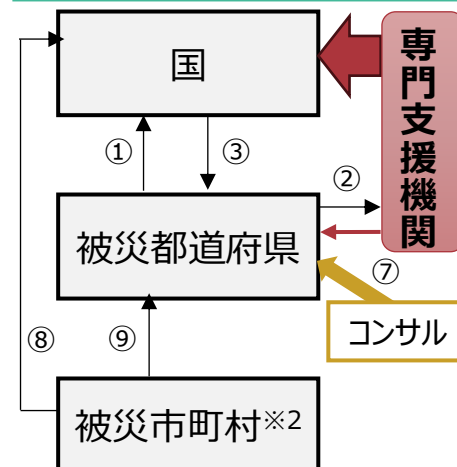
パターン1 単一市町村における局所的な災害の場合



パターン2 複数市町村に被害が発生する広域的災害の場合



パターン3 環境大臣による代行



①	被害情報の提供
②	支援ニーズ、進捗情報の提供
③	・人的・技術的・財政的支援 ・進捗管理
④	・人的・技術的支援 ・環境省現地支援チーム 以外の支援者の調整 ・進捗管理
⑤	支援者情報の共有
⑥	一部又は全部の市町村 業務の事務委託
⑦	現地確認、発注支援、進 捗管理支援等
⑧	一部又は全部の市町村 業務の国代行
⑨	一部の市町村業務の事 務委託

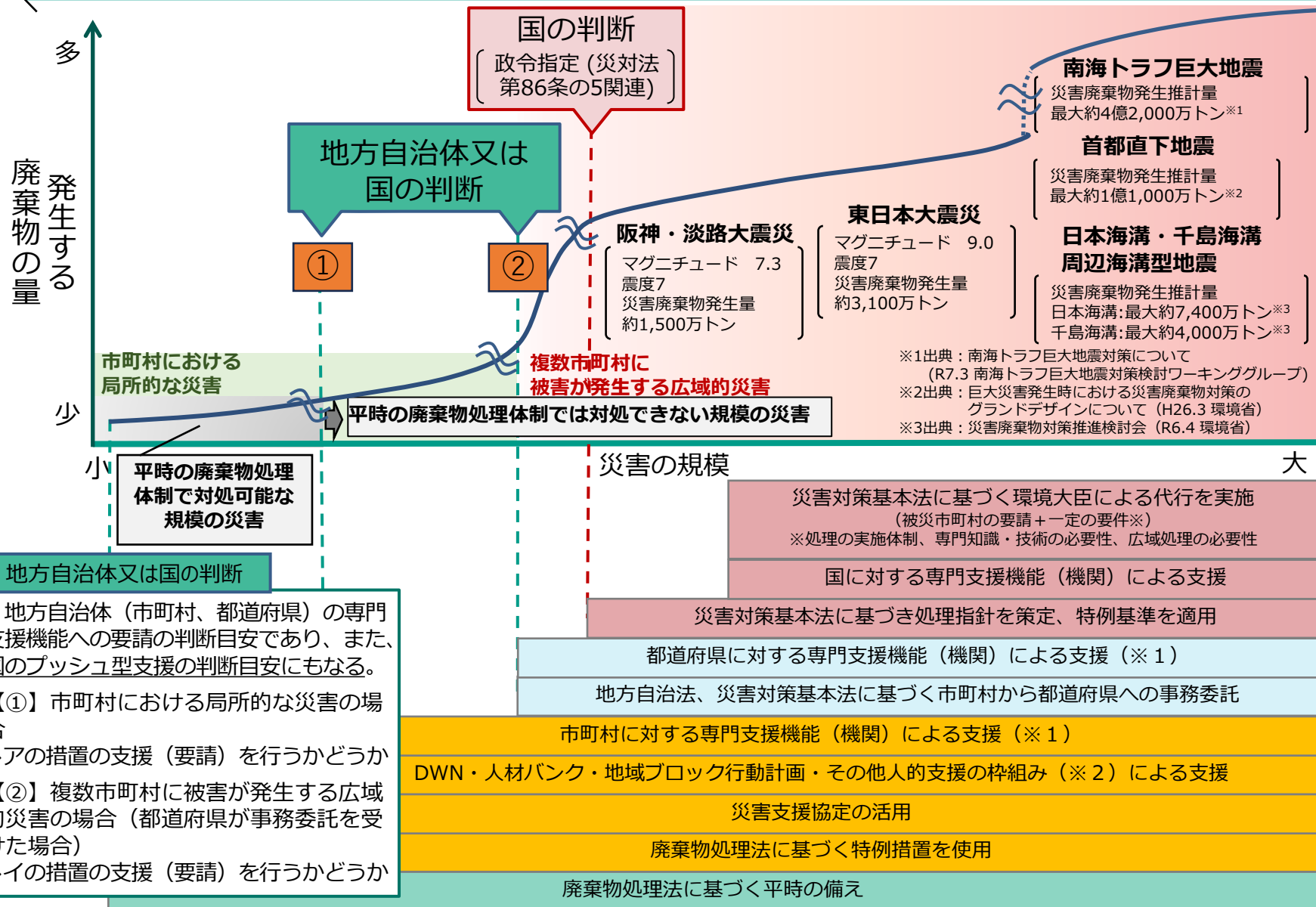
※1 近年多発する線状降水帯等の局所的かつ同時多発的な災害等を踏まえ、更なるパターン分けについて検討を行う。

※2 被災市町村には政令市・中核市・特例市を含むが、次頁「(今後)災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方」のうち、「地方自治体又は国の判断」に資する目安の中には、自治体の組織体制や規模を反映することを想定しており、被災自治体の組織体制や規模を考慮して専門支援機関の支援が行われる。

段階	発災時の役割	Case1	Case2	Case3
発災直後～	初期現地調査チームの運営	対 市町村への支援	対 都道府県への支援（都道府県と協議の上、派遣市町村を決定）	対 国への支援（国の指示で、派遣市町村を決定）
	進捗管理システムの提供・運用		対 国・都道府県・市町村への支援	
	災害廃棄物処理実行計画の作成支援		対 都道府県・市町村への支援	
	技術的・人的支援のマッチング・調整	対 市町村への支援	対 都道府県（・市町村）への支援	対 国（・都道府県）への支援
発災2週間程度～	発注・契約等の事務支援	対 市町村への支援	対 都道府県（・市町村）への支援	対 国（・都道府県）への支援
発災1か月程度以降	災害報告書の作成支援		対 都道府県・市町村への支援	

参考：（今後）災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方

※資料3「地域間協調ワーキンググループ（経過報告）」より再掲し、一部加筆・修正



※1 災害の規模・種類や被災自治体の規模・体制に応じて、市町村ではなく、都道府県に対する専門支援機能（機関）による支援を実施

※2 環境省所管以外の支援制度・枠組みを指す（例：中長期職員派遣制度（総務省）、地方三団体や都道府県からの応援）

専門支援機関の発災時の役割 初動期現地調査チームの検討方針

※資料3「地域間協調ワーキンググループ（経過報告）」より再掲

- 地域間協調WGにおいて、初動期現地調査チームの役割、編成を検討するため、**過去災害における支援・受援内容を整理**する。＊初動期現地調査チーム：発災直後に専門支援機関が運営して現地被害調査を行い、必要な資機材や人員の専門分野、数量等を整理、支援内容・規模を早期に把握。

支援内容の整理

・支援の内容、役割

【被災状況把握、避難所・仮設トイレ、生活・避難所ごみ・し尿収集運搬、家屋解体、災害廃棄物、仮置場設置運営など】

・支援機能

【情報収集、検討・解析、方針決定、指示・調整、契約、実行、広報など】

・対応可能な支援団体

【環境省(地方環境事務所等)、DWN(研究・専門機関)、(一般廃棄物関係団体)廃棄物、(処理関係団体)、(建設業関係団体)、(輸送等関係団体)、人材バンク、自治体応援職員、その他専門職】

・支援時期、期間

【発災から6時間、72時間、2週間など】

・支援人数

受援側の対応

・災害廃棄物対応部局及び関連部局

・災害時の組織体制、人員数

・通信手段、連絡体制

・被災状況の確認内容

【市区町村内の被災情報、災害廃棄物に関する情報等初動対応時に必要とした情報内容の整理】

・支援要請先、支援要請元の部局・団体

・処理方針の判断内容

【被災状況に基づく廃棄物処理の判断、災害廃棄物処理方針（仮置場設置、収集運搬体制確保等）】

支援・受援マッチング時の問題点抽出

- ・支援・受援の状況を時間軸・機能軸に整理し、タイムラインを作成し問題点を抽出

団体が実施可能な支援項目を一覧表に整理

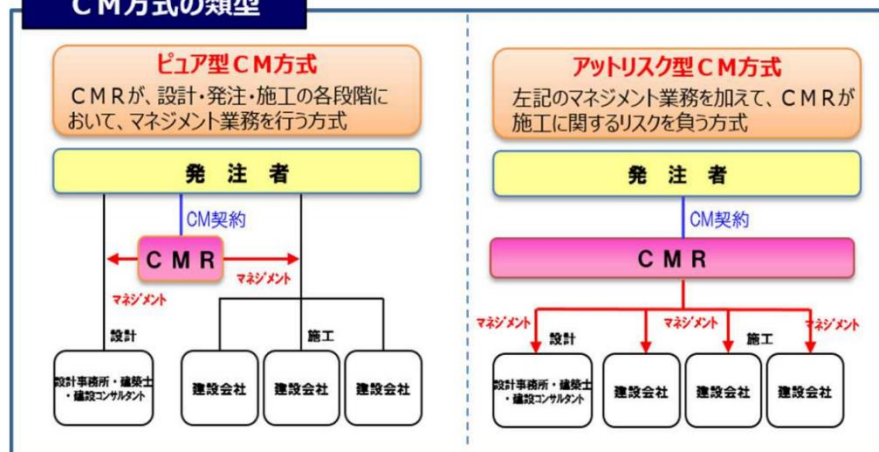
受援側が実施すべき事項を発災前後で整理

- ・支援者への支援要請フロー及び支援を行うための対応手順書案の作成

専門支援機関の発災時の役割 発注・契約等の事務支援

- 市町村のみでは災害廃棄物処理の対応が困難な場合や、市町村から都道府県に事務委託が行われた場合に、市町村又は都道府県が補償コンや解体業者、廃棄物処理業者へ委託し、施工監理・各種調整等を専門支援機関が実施する。
- 市町村・都道府県から専門支援機関が委託を受けることとする。
- 発災時の速やかな委託契約締結のため、平時より都道府県との災害支援協定を締結し、管内市町村も同協定を活用できるものとする。
- 自治体から専門支援機関への委託費は、災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象とする。

CM方式の種類



左の図でいうと、ピュア型による支援を想定。
(CMR部分に、専門支援機能が入る)

下流の建設事業者などの部分には、補償コン、解体事業者、廃棄物処理事業者などが参画する形を想定。
(既存の枠組みでの取組を妨げるものではない)

3. 一般廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく 災害廃棄物処理に係る検討状況について

①一般廃棄物処理計画・災害支援協定に係る措置

災害廃棄物処理計画・災害支援協定の制度化について

令和7年3月 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性（災害廃棄物対策推進検討会）

（1）災害廃棄物処理計画・災害支援協定の制度化

- 国は、市町村における平時の一般廃棄物処理と発災時の災害廃棄物処理の一体性と連動性を高めることにより市町村の災害廃棄物処理計画の実効性をより高める観点から、**市町村の災害廃棄物処理計画の制度化**（市町村の法定計画である一般廃棄物処理計画への非常災害時の施策に関する規定事項の追加）を検討する。
- 国は、災害時支援協定の締結・活用の実効性を高める観点から、地方自治体（都道府県・市町村）による（災害廃棄物処理計画に基づく）**災害支援協定の締結に関する制度化**を検討する。
- 国は、**一般廃棄物処理の委託基準（再委託）に係る災害時特例**（廃棄物処理法施行令第4条第3号）の活用が困難な事例の整理、同特例の拡充を検討する。

令和7年6月 今後の廃棄物処理制度の検討に向けた中間取りまとめ（廃棄物処理制度小委員会）

② 一般廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備

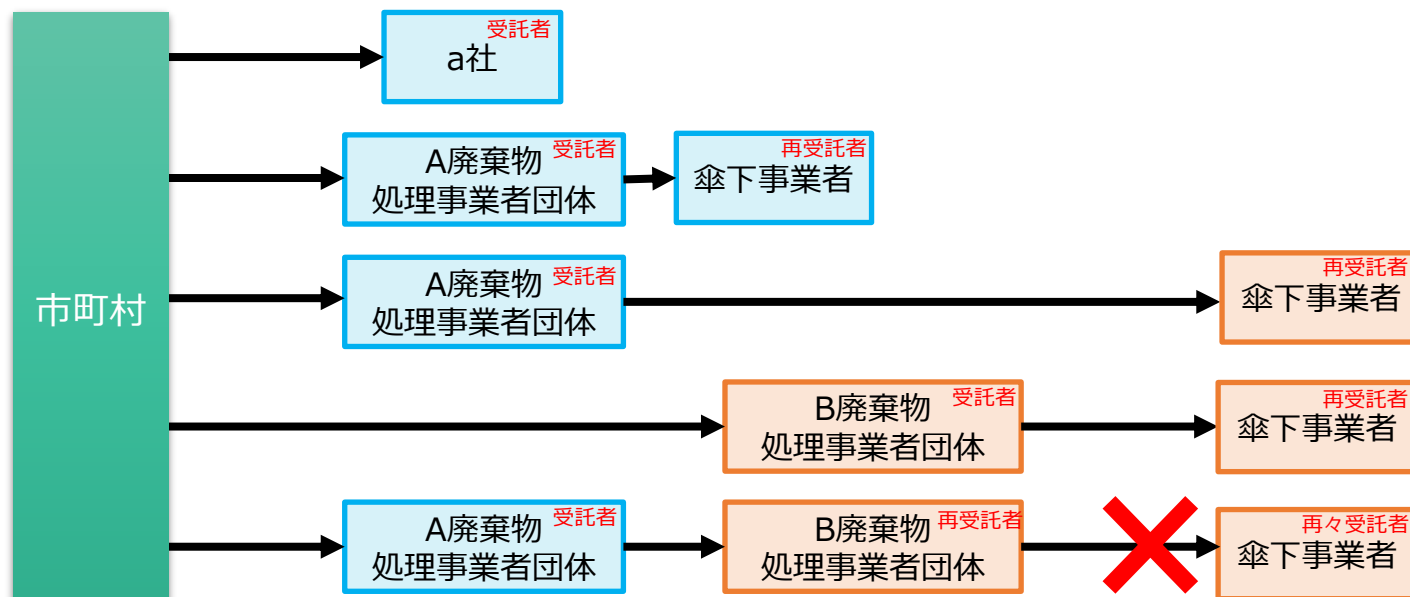
- 市町村における、平時の一般廃棄物処理と発災時の災害廃棄物処理の一体性と連動性を確保することにより、災害廃棄物処理計画の実効性をより高める観点から、法定計画である**一般廃棄物処理計画の規定事項へ、非常災害時の廃棄物処理に関する事項を追加することを検討**すべきである。その際、例えば、市町村地域防災計画に災害時の廃棄物処理に関する事項を記載する一策策定や、複数の自治体が共同して災害廃棄物処理計画を策定する共同策定など、地方分権改革における考え方を踏まえた柔軟な制度運用となるよう、国から自治体に周知・助言すべきである。
- 市町村だけでは対応が難しい災害廃棄物対応について、他の自治体はもとより民間事業者・団体等との連携を行うことで、より円滑な災害廃棄物対応が可能になることから、こうした自治体及び民間事業者・団体との災害支援協定の締結・活用を促進する観点から、災害廃棄物処理計画に基づく**災害支援協定の締結を、自治体の努力義務**とすることを検討すべきである。その際、災害の規模・種類や被災自治体の体制に応じて柔軟な対応が可能となるよう都道府県と連携した広域的な枠組みでの協定締結を可能とするなど、柔軟な制度運用となるよう国から自治体に周知・助言すべきである。
- 適正処理の確保及び責任の所在の明確化を前提に、災害支援協定に基づき当該自治体から委託を受けた民間事業者等が災害廃棄物処理を行う場合に、**一般廃棄物処理の委託基準（再委託）を合理化する災害時特例**を措置することを検討すべきである。

制度化の必要性や柔軟な制度運用、国から自治体への周知・助言の必要性について、廃棄物処理制度小委員会委員よりご意見をいただいているところ、更なる検討を進めていく。

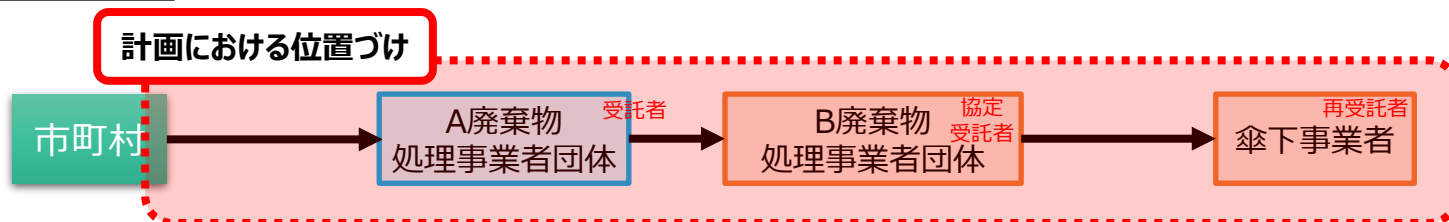
一般廃棄物処理の委託基準（再委託）の合理化について

- 以下のような形で災害廃棄物処理計画に位置付けることにより、**業界団体、他の地域の業界団体を通じて他の地域の民間事業者へ処理を委託する再々委託**について、体制確保のために**必要な場合にのみ可能**となるよう措置する（無制限な再委託は引き続き不可）こととしてはどうか。

現行制度



新制度（案）



※災害廃棄物処理計画において、委託する業務、契約予定関係を示した施工体系図等を示す
 ※広域処理が必要な場合、発災後に協定受託者を追加することも想定

制度的措置の必要性

災害廃棄物処理の法的位置づけ

- 平成27年の廃棄物処理法・災害対策基本法等の改正（平成27年法改正）により、平時の備えの強化の関連規定は廃棄物処理法に、大規模災害時の対応は災害対策基本法に位置づけられ、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害廃棄物対策を実施・強化するための法整備が行われた。
 - ＜廃棄物処理法＞： 平時の備えの強化の観点から、国の基本方針及び都道府県の廃棄物処理計画（法定計画）で定める事項として、非常災害時の廃棄物処理に関する事項を追加するとともに、国、都道府県、市町村、事業者等の関係者が適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこととした。
 - ＜災害対策基本法＞： 大規模災害時における環境大臣による廃棄物処理の代行規定を追加、その内容については環境省が担当とされた。
- 今般の、市町村の策定する一般廃棄物処理計画への非常災害時の規定事項の追加及び災害支援協定の制度化については、平成27年法改正時の趣旨に沿って、平時の備えの更なる強化として検討を行うもの。

廃掃法及び災対法の一部改正（平成27年改正）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

（廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係）
 平時の備えを強化すべく、
 ▶ 災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念の明確化
 ▶ 国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化
 ▶ 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等 を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

（廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係）
 災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
 ▶ 市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化
 ▶ 産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの届出は事後でよいこととする。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

（災対法第86条の5第2項関係）
 大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する基本的な方向等についての指針を定めることとする。

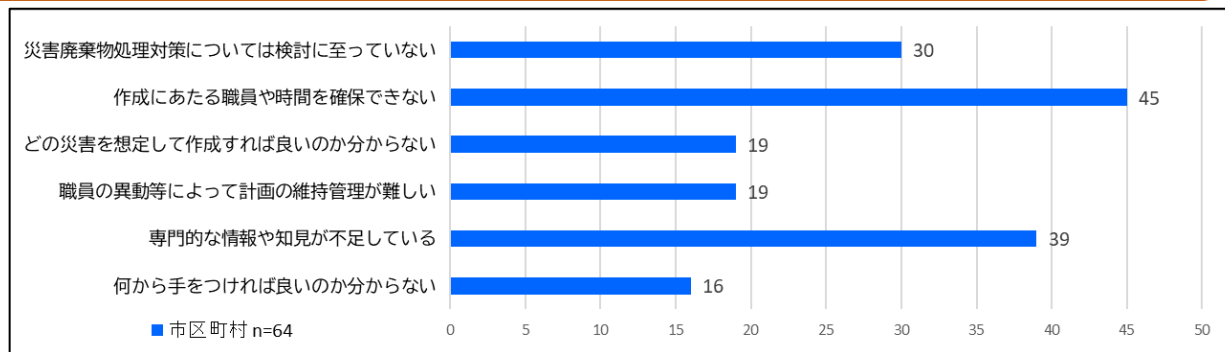
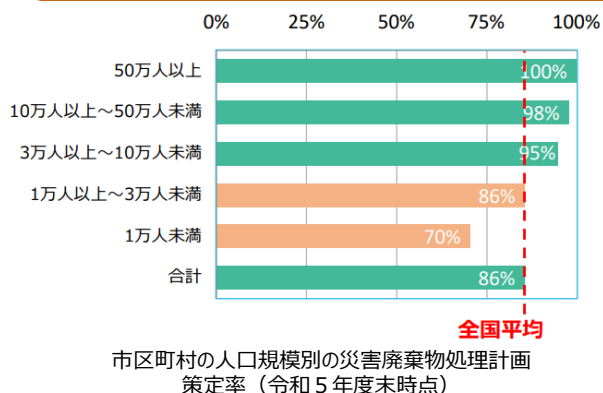
大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

（災対法第86条の5第9項から第13項まで関係）
 特定の大規模災害[※]の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行いたい市町村に代わって、環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができることとする。
[※] 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるもの（東日本大震災やそれを超える規模の著しく激甚な非常災害の場合等）

災害廃棄物処理計画の策定状況・災害支援協定の締結状況

災害廃棄物処理計画の策定状況

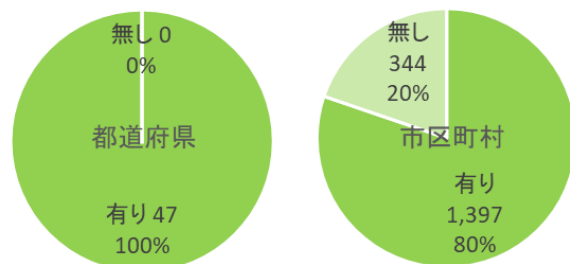
- 災害廃棄物処理計画策定率は、令和5年度末時点で、都道府県100%、**市区町村86%**
※第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）において、市町村の災害廃棄物処理計画策定率100%（2030年度）を設定
- 人口1万人未満**の市区町村の災害廃棄物処理計画策定率は70%で、全国平均を大きく下回っている。
- 災害廃棄物処理計画策定における課題として、**マンパワーや知見の不足**が高い要因となっている。



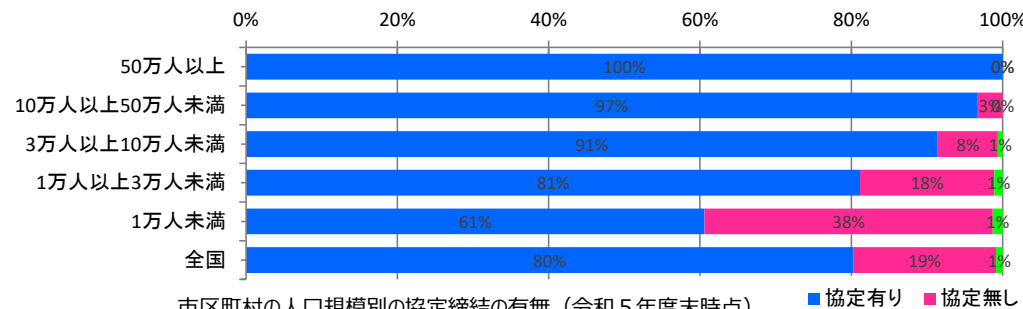
災害廃棄物処理計画未策定市区町村（252自治体）のうち、今後処理計画策定予定がないと回答した市区町村（64自治体）の処理計画未策定の理由[複数選択可]（令和5年度末時点）

災害支援協定の締結状況

- 自治体間や民間事業者間との災害支援協定締結率は、都道府県100%、**市区町村80%**
※市町村の協定締結率には、自治体間の協定のみを締結している自治体を含む
- 人口規模が小さい自治体ほど協定の締結率が低い**。（人口1万人未満の自治体で、協定なしが38%）



災害支援協定締結率（令和5年度末時点）



市区町村の人口規模別の協定締結の有無（令和5年度末時点）

災害廃棄物処理の特徴

- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、**生活環境の保全と公衆衛生の確保**のため非常に重要であり**被災地域の早期・復旧・復興**のために必要である。
- 災害時には、**平時からの処理（生活ごみ等の一般廃棄物）に加え、災害時に特有な処理（片付けごみ等の災害廃棄物）を並行して実施**することになり、これらはいずれも市町村に統括的な処理責任がある。
- よって、災害廃棄物対応を独立した事案として切り離すのではなく、平時からの一般廃棄物処理の延長として捉えることが重要であり、**一般廃棄物処理のBCPの観点から、発災時に切れ目なく、連続性をもって対応できるよう、平時から準備をしておくことが重要。**
- 特に、**自治体の規模が小さくなるほど、市町村の平時の廃棄物処理体制では対処が難しくなるため、支援を前提とした処理体制の構築が必要**となる。



制度化検討の背景① [自治体からの災害廃棄物対応に係る支援要望]

- 災害廃棄物は、一般廃棄物として市町村が統括的な処理責任を負っているが、**平時の災害廃棄物処理計画の内容充実・実効性向上から発災時の支援体制構築・強化まで、自治体からの支援要望は多岐にわたる。**

全国都市清掃会議①（令和7年7月 対環境省要望）

（略）大規模災害時には被災地の公衆衛生や街の復旧・復興には、他都市からのごみ処理支援が重要となってくる。災害時の廃棄物処理支援を速やかに実施するため、次のことを要望する。

- ①大規模災害発生時にはD.ウェストネットワークの仕組み等を通じて、**他都市が直ちに被災地へ派遣できる車両・人員等を整理し、被災地を迅速に支援する体制を構築**しておくこと。

全国都市清掃会議②（令和7年2月27日 災害廃棄物対策推進検討会における関係者ヒアリング）

初動対応が重要であることから、**初動期において被災自治体を支援する組織づくりや機能を構築**することが必要。

大都市清掃事業協議会（令和7年7月 対環境省要望）

22 災害廃棄物の処理について、次の点について十分な措置を講ずること。

- （5）近年頻発する豪雨災害や今後想定される南海トラフ地震等に対応できる災害廃棄物処理体制を構築するため、**地方公共団体が策定した災害廃棄物処理計画の実効性の向上や計画の改定に対して、適切な予算措置**を行うこと。
- （6）（略）一般廃棄物処理の実務を担う市町村による支援を迅速化するため、**都道府県域を超えた広域支援体制の構築**について、早急に取り組むこと。

全日本自治団体労働組合（令和7年7月 対環境省要望）

1. 大規模災害の発生時において、迅速な復旧・復興にむけ、**指示命令系統の整備**や自治体への予算措置を行うとともに、災害廃棄物支援ネットワーク（D.Waste-Net）の活用と支援員の増員が進むよう自治体への周知の拡大を行うこと。
2. すべての自治体で災害廃棄物処理計画が策定されていないことから、**災害時における廃棄物処理が効率的に対応できるよう計画策定を促すとともに、内容の充実にも事例などを発信**すること。あわせて**災害ごみの仮置き場**については、未選定の自治体が存在し、能登半島地震では災害ごみの受け入れに支障をきたしたことから、災害発生時に迅速に対応できるよう、**地域実情に応じた選定にむけた支援や予算措置**を行うこと。

石川県（令和7年2月27日 災害廃棄物対策推進検討会における関係者ヒアリング）

公費解体や仮置場の管理・運営、災害廃棄物の処分等、市町が災害廃棄物の処理体制を構築できるよう、**国が中心となった支援体制の構築**が必要。

制度化検討の背景② [支援者（自治体・民間事業者）が抱える課題]

- 支援者（自治体・民間事業者）からは、支援に入っても、被災自治体のマンパワー不足等により**受入体制が十分でなく、支援が有効活用されなかった**といった指摘があった。

石川県

平時から職員数の少ない複数の中小規模の市町が大規模に被災すると、膨大な災害廃棄物を処理するための体制構築が必要となることから、支援を有効に活用できるよう、災害規模に応じて、**あらかじめ必要な支援人員数等を検討・整理**しておくなど、あらかじめ**受援体制を計画**しておくことが必要。

熊本県

統制役の不在により、多様な支援団体が各々個別に動き、**支援団体間の連携不足**を感じた。**支援内容の重複等**が起こり、効率が上がらなかった。被災自治体自らでの業務遂行が難しければ、**全国の政令都市、都道府県など、比較的体力のある自治体職員が代わって対応する必要がある**と考える。

倉敷市

非常体制下における**被災市区町村内部の意思決定方法が不明瞭**であり、被災市区町村におけるキーパーソン（核となる担当者）の配置が必要。また、支援・受援体制における**国・県・被災市区町村の役割（権限）が不明瞭**。

全国都市清掃会議

災害時に廃棄物処理を実行するため**自治体における受援体制の計画が必要**。受援がうまくいかず、支援が滞っている。これまでの災害を通して、受援自治体が平時の生活ごみや、し尿の具体的な回収、収集情報、集積場所、回収ルート、発生量等を把握しておらず、また、仮置場が選定されていない自治体もあり、人員と機材を投入しても有効活用できない。**平時における処理計画の策定・改定時に、受援を受ける前提で、資料を整えたり、どう支援を有効活用するのか検討**することが必要。

日本補償コンサルタント復興支援協会

被災自治体から通行不可等の道路情報を復興関係者へプッシュ型で提供・共有するなど、被災情報を支援者と共有することで、支援の効率化を図ることができる。

災害廃棄物処理計画・災害支援協定の制度化の必要性

- 被災自治体では短期間に膨大な災害対応業務が発生し、多くの人的・技術的資源が必要となるが、行政機能が低下している被災自治体において、**支援なくして円滑な災害対応を行うことは困難**。
- 発災時には、被災自治体に対し他自治体や民間事業者、ボランティア等の団体から様々な制度や枠組みに基づき各種支援が行われるが、**受入側の準備が必ずしも十分とは言えない状況**。
- 一般廃棄物処理は、既設廃棄物処理施設の処理能力や処理体制（市町村が自ら処理を行うほか、市町村以外の者に委託して行わせる場合や許可業者に行わせる場合がある）、人口・産業構造の違いにより排出される廃棄物の量や種類が地域ごとに異なる等の理由から、**全国画一的な対応が難しく、災害時においても地域特性に合わせた支援が必要**。
- よって、被災自治体は各種支援を効果的に活用し、早期の復旧・復興を実現するため、**受援にあたって必要な災害廃棄物処理の情報や受援体制を含む災害廃棄物処理計画を策定**することで、**発災時の速やかな応援受入体制構築を図る必要がある**。
- また、被災自治体は、災害対応業務のうち**受援対象業務を予め選定した上で、受援対象業務を担うこととなる他自治体や民間事業者と災害支援協定を締結**することが有効。

受援にあたって必要な災害廃棄物処理計画に定めるべき事項（案）

□は被災自治体の受援体制構築に係る情報、■支援・受援にあたって必要となる情報

※以下内容は今後更に精査

- 応援を要請する業務内容、業務遂行に必要な人員・機材等
- 災害廃棄物処理に係る災害支援協定締結先等の支援要請先・支援内容に関する情報
- 仮置場候補地、仮置場の管理・運営方法
- 災害廃棄物処理に関する情報
 - ・ 処理体制・既存廃棄物処理施設の情報（事業者、処理能力、処理対象物、平時処理量、搬入物・搬入車両の受入条件等）
 - ・ 災害時の生活ごみ・し尿の具体的な回収・収集情報（回収の場所・頻度・回収ルート・事業者、処理先の施設規模・事業者等）

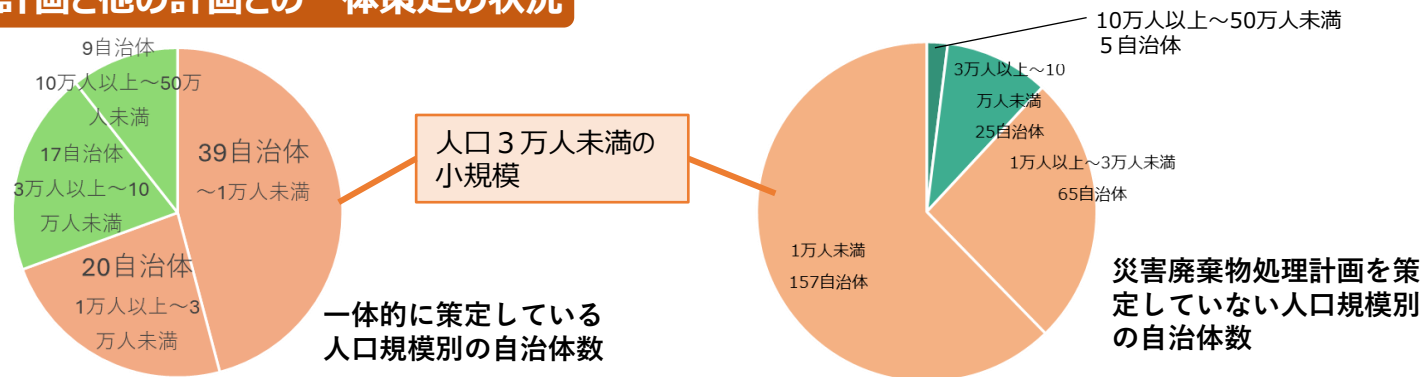
柔軟な制度運用と 国から自治体への周知、助言

- ✓ 災害廃棄物処理計画策定や、災害支援協定締結においては、柔軟な制度運用の必要性や、国から自治体への周知・助言の必要性が指摘されているところ。
- ✓ これを受けて、災害廃棄物処理計画について一体策定の事例、複数の自治体で共同策定している事例を収集するとともに、災害支援協定に関する整理を行った。

他の計画との一体策定の事例

- 災害廃棄物処理計画を他の計画と一体的に策定している市区町村は、**85自治体**（災害廃棄物処理計画策定済の自治体のうち約6%）。
- うち7割が人口3万人以下の小規模自治体であり、処理計画未策定自治体と傾向が一致。**小規模自治体が災害廃棄物処理計画を策定するための手段として、一体策定は有効**である。
- 平時の市町村の**一般廃棄物処理計画の中に自ら災害廃棄物対策を位置付けて策定**している市区町村もある。

災害廃棄物処理計画と他の計画との一体策定の状況



一体策定の事例

- ・新潟県上越市（人口約18万人）では、**一般廃棄物処理計画と一体**で災害廃棄物処理計画を策定し、地域防災計画「自然災害対策編」にも詳細に記載している。
- ・大阪府門真市（人口約12万人）では、**一般廃棄物処理計画と一体**で災害廃棄物処理計画を策定。別途、より詳細な内容の処理マニュアルを作成。
- ・福島県三春町（人口約1.6万人）では、**地域防災計画の資料編に災害廃棄物処理計画の節**を設け、庁内体制や関係者との連絡体制に関する記述が充実しており、また、**災害廃棄物発生量、仮置場候補地等**が示されている。
- ・これらの事例では、災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン（環境省）で示されている計画への記載を推奨している11項目を踏まえて計画策定されており、こうした**一体策定の事例の収集を継続し、自治体へ情報発信**する。

災害廃棄物処理計画を策定・点検する際のチェックリスト（災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン（環境省）より抜粋）

- | | |
|--------------|-----------|
| ①庁内体制の確立 | ②スケジュール検討 |
| ③発生量推計 | ④広報 |
| ⑤片付けごみ対応 | |
| ⑥仮置場の確保・設置 | |
| ⑦仮置場の管理・運営 | ⑧処理・処分 |
| ⑨計画の点検・共有・改定 | |
| ⑩関係者との連携 | ⑪人材育成 |

複数の自治体で共同策定している事例

- 災害廃棄物処理計画を**複数の自治体で共同策定している団体は 79団体**（広域連合・衛生組合全体の14.5%）。
- 共同策定は、**一部事務組合を設立し平時より一般廃棄物を共同処理している場合**や、過疎化や孤立集落対策等の観点から単独自治体での対応が困難な場合に有効であるが、一方で、**共同策定により処理責任の主体が不明確となる可能性がある**ことに留意。

○共同策定の事例

地域／組合名	共同策定した自治体
木曽広域連合（長野県）	木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村の3町3村
西いぶり広域連合（北海道）	室蘭市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町の2市3町

災害支援協定の締結状況①

広域連携体制の構築（災害支援協定の締結）の基本的な考え方

- 市町村、都道府県、国（環境省：地方環境事務所、本省）が重層的に関係者と連携し、それが連動するように取り組むことが重要である。

（民間事業者との連携体制の構築）

【市町村（処理主体）】一般廃棄物処理事業者・地元事業者等と自区域内での処理に必要な連携体制を構築。

【都道府県】産業廃棄物処理事業者等と都道府県内での処理に必要な連携体制を構築。

【地方環境事務所（地域ブロック協議会）】

地方環境事務所が中心となって運営する地域ブロック協議会において策定する「大規模災害発生時に備えた災害廃棄物対策行動計画」に基づき、全国規模の団体の地方支部等と地域ブロック内の広域連携体制を構築。

【国】全国規模の団体を対象とした災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）を整備。

災害支援協定の締結状況

- 都道府県は、全都道府県で協定が締結されているが、調査の結果、すべての都道府県において、締結している協定が管轄市区町村の要請に応じて活用可能であることを把握。
- 市区町村は、協定を締結している自治体が80%（1397自治体）で、そのうち、計画あり・協定ありの自治体が最も多い（74%、1288自治体）。

＜都道府県＞ ※いずれの自治体も対自治体・対民間事業者との協定を締結

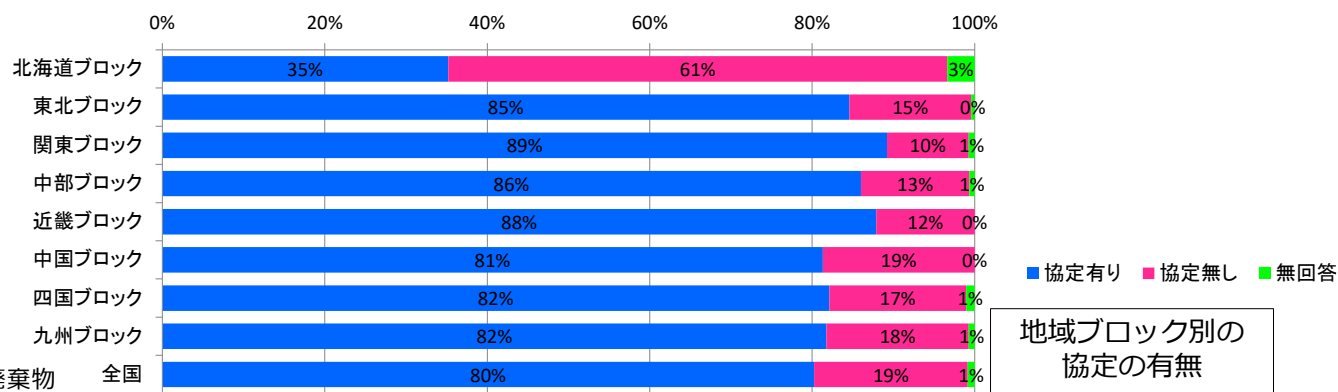
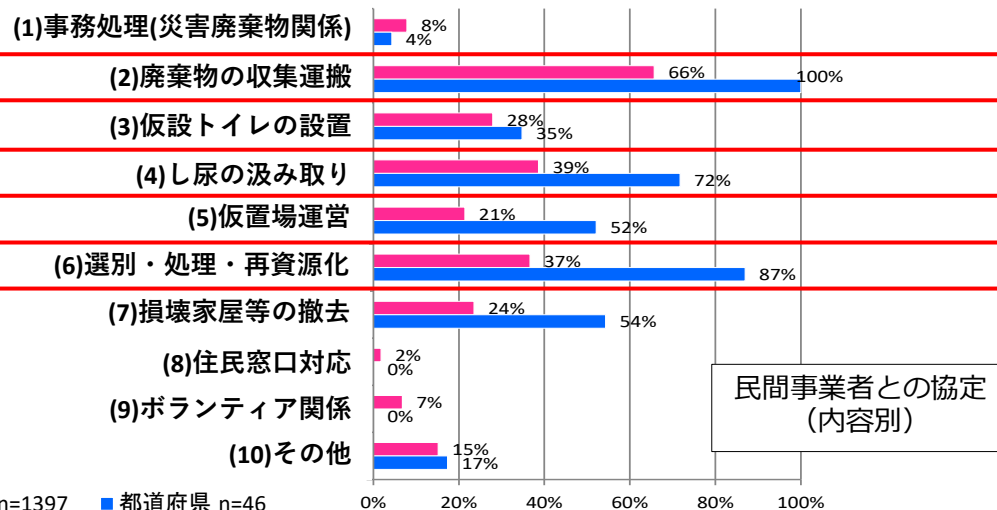
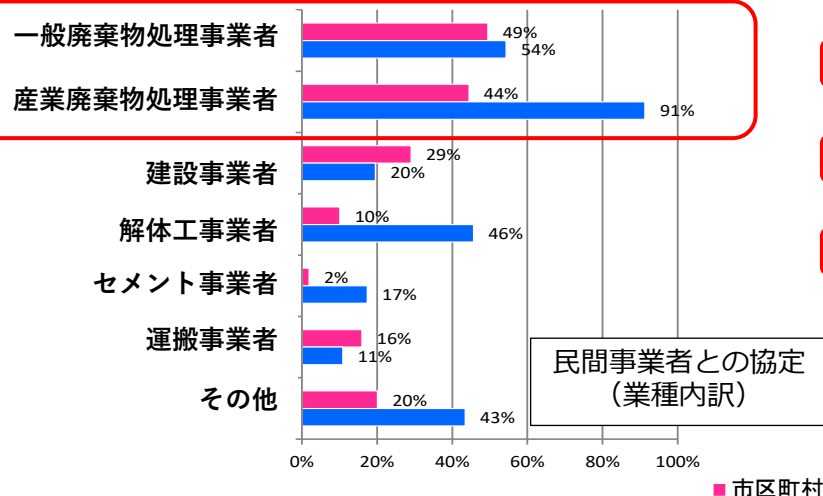
		災害廃棄物処理計画		合計
		あり	なし	
災害支援協定	あり	47	0	47
	なし	0	0	0

＜市区町村＞ ※対自治体との協定のみを締結している自治体を含む

		災害廃棄物処理計画		合計
		あり	なし	
災害支援協定	あり	1288	109	1397
	なし	201	143	344

災害支援協定の締結状況②

- 協定の業種内訳では、**市区町村において一廃処理業者が最も多く、都道府県においては産廃処理業者が最も多い**が、一方で、建設・解体事業者などは少ない。協定内容別では、市区町村・都道府県ともに「廃棄物の収集・運搬」、「し尿の汲み取り」、「選別・処理・再資源化」が多い。
- 人口規模別では規模が小さい自治体（特に1万人未満）で協定なしが38%（203自治体）、また、地域別では北海道の計画締結割合・協定締結割合が特に低く、**計画の有無と同様の傾向**。



都道府県の協定締結事例（北海道・石川県）

- 北海道では、道内の関連団体等と災害廃棄物に関する協定を結んでおり、いずれも道内市町村が被災したときに発動可能。協定一覧は、HPで閲覧可。
- 令和6年能登半島地震では、石川県が締結する県協会（解体事業者・産業廃棄物処理事業者）との協定を活用して、各市町の災害廃棄物処理が行われた。
- 小規模自治体が個別に災害支援協定を結ぶのが難しい場合もあり、その場合、都道府県の協定（県協会等との協定）が重要な役割を果たすと考えられる。

・災害廃棄物処理基本方針[R6.2.6]
・災害廃棄物処理実行計画[R6.2.29]

災害廃棄物の処理体制



基本方針

- ・R7年度末の処理完了を目標
- ・可能な限り分別、選別、再生利用等を行い最終処分量を低減に努める。・損壊家屋等の解体・撤去は、現場における分別解体を原則とする。
- ・市町施設での処理を原則とし、困難な場合は県内処理施設を活用するとともに、期限内での処理完了に向け、県外での広域処理を行う など



自治体の広域的な連携協定締結の事例

- 以下のとおり、**都道府県、地域ブロックを超える広域的な連携協定**を締結している事例があり、これまでの災害において活用されている。
- 上記に加え、災害廃棄物処理に関する連携の枠組みとしては、地域ブロック単位では地域ブロック協議会において策定する**大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画（地域ブロック計画）に基づく地域ブロック内連携**、また、**地域ブロックを超える連携については、環境省本省にて地域ブロック間の調整**を行う。
- 災害全体の包括的な連携（廃棄物に関する具体的な記載はないことが多い）として、地方三団体等が行う支援調整・支援協定がある。
- これらの調整を一手に引き受けることは難しく、**各種支援が有効に働くよう、その調整の一部を専門支援機関が担っていく。**

協定名	関係者	廃棄物に関する記載	活用状況
大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	北海道・東北7県	無	東日本大震災の際に、宮城県に対し山形県業界団体からバキューム車30台を提供
21大都市災害時相互応援に関する協定	政令市	無	東日本大震災の際に、仙台市に対し神戸市から5名の人的支援を実施
九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定	九州8県・山口	有	令和元年8月九州北部豪雨の際に、佐賀県の災害廃棄物について、福岡県や長崎県が広域処理を実施

災害廃棄物処理計画・災害支援協定に係る制度的措置のポイント（まとめ）

- ✓ 平成27年法改正により、平時の備えから発災時の対応まで災害廃棄物対策が強化され、特に平時の備えに関し、国の基本方針・都道府県の廃棄物処理計画への非常災害時の廃棄物処理に係る規定事項の追加や国、都道府県、市町村、事業者等の関係者の適切な役割分担と相互連携について規定された。
- ✓ いまだ災害廃棄物処理計画・災害支援協定が未策定・未締結の市町村が存在するが、一般廃棄物処理のBCPの観点から、発災時に切れ目なく、連続性をもって対応できるよう、平時から準備をしておくことが重要。
- ✓ また、自治体規模等によって、支援を前提とした廃棄物処理体制の構築が必要となることから受援にあたって必要な災害廃棄物処理の情報や受援体制を含む災害廃棄物処理計画を策定しておくことが有効。
- ✓ そこで、平成27年法改正では未措置であった市町村の一般廃棄物処理計画への非常災害時の廃棄物処理に係る規定事項の追加、災害支援協定の制度化が必要。
- ✓ 一方で、これらの制度的措置にあたっては、特に小規模自治体における対応が課題。
- ✓ 災害廃棄物処理計画について、市町村における一体策定や共同策定の事例があり、計画策定にあたっては自治体の規模や平時の処理体制に応じて、柔軟な運用が可能。
- ✓ 災害支援協定について、都道府県、地域ブロックを超える広域的な連携協定の事例があり、協定締結にあたっては、都道府県、地域ブロック、地域ブロックを超える枠組みを活用することで、柔軟な運用が可能。
- ✓ これらの事例の横展開や各種対策に資する情報提供に加え、特に広域的な枠組みでの調整・連携は自治体だけでは遂行困難と考えられることから、今後は専門支援機関による支援と組み合わせた対応が必要。

以下について、引き続き検討を行う。

- 災害廃棄物処理計画、災害支援協定の実効性向上に資する情報の整理や協定のひな形の作成等を行い、災害廃棄物対策指針や災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン等の改定により情報発信する。
- 専門支援機関による支援方策を検討する。

3. 一般廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく 災害廃棄物処理に係る検討状況について

②災害時の一般廃棄物処理施設の設置に係る措置

災害時の廃棄物処理施設の設置について

令和7年3月 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性 (災害廃棄物対策推進検討会)

- 国は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る災害時特例（同法第15条の2の5第2項）の活用が困難な事例（廃棄物処理法第15条許可対象の産業廃棄物処理施設以外の処理施設の活用）の整理、特例の拡充を検討する。

令和7年6月 今後の廃棄物処理制度の検討に向けた中間取りまとめ（廃棄物処理制度小委員会）

- ② 一般廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備
- 廃棄物処理法第15条で規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の処理施設（畳、瓦、石膏ボードの破碎施設等）で当該産業廃棄物の処理を行う事業者が、市町村との災害支援協定に基づき当該産業廃棄物と同種の災害廃棄物の処理を行う場合について、手続きの簡素化を図るなど、一般廃棄物処理施設の設置に係る災害時特例措置を拡充することを検討すべきである。
- 国の基本方針、都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画の規定事項に、公費解体工事等に関することが含まれることを明示することを検討すべきである。

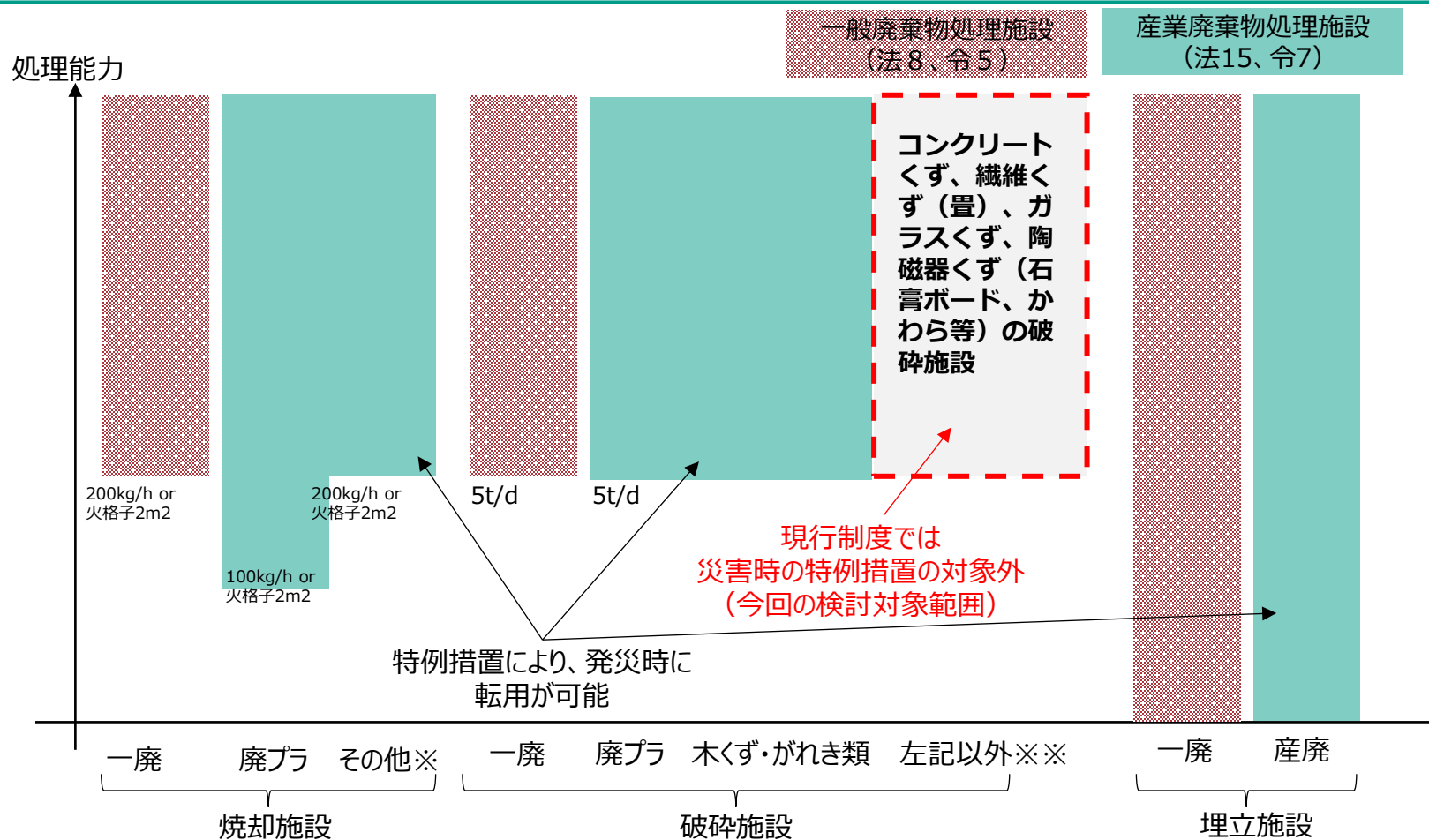
被災自治体における過去の実態等を踏まえ、内容の具体化を検討中



災害時の廃棄物処理施設設置に関して定めるべき制度的措置を検討する

新たに特例制度の対象とする産廃処理施設について

- 今回の制度の対象を図示すると以下の通り。産廃処理施設のうち、災害時の一般廃棄物処理施設としての転用について特例制度が適用されないが、実際に災害時に使用される可能性がある施設（**コンクリートくず、繊維くず（畳）、ガラスくず、陶磁器くず（石膏ボード、かわら等）の破碎施設**）に対して、特例制度を設けるもの。



4. 最終処分場での災害廃棄物の受入容量 確保に係る検討状況について

最終処分場の災害時の特例に関するこれまでの検討

令和7年3月 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性（災害廃棄物対策推進検討会）

- 国は、大規模災害時における既存の民間廃棄物最終処分場の最大限活用の観点から、災害廃棄物の受入容量の事前確保・活用に関する制度化・支援措置等を検討する。

令和7年6月 今後の廃棄物処理制度の検討に向けた中間取りまとめ
(廃棄物処理制度小委員会)

- ③ 廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例制度の創設
- 災害廃棄物を受け入れる能力を有する廃棄物最終処分場に対する都道府県知事による認定制度及び認定を受けた者に対する優遇措置を創設するとともに、災害発生時に一定の基準を満たす場合において、都道府県又は市町村が、当該認定を受けた廃棄物 最終処分場の設置者に対して、災害廃棄物の最終処分の受け入れを求めることができることを検討すべきである。

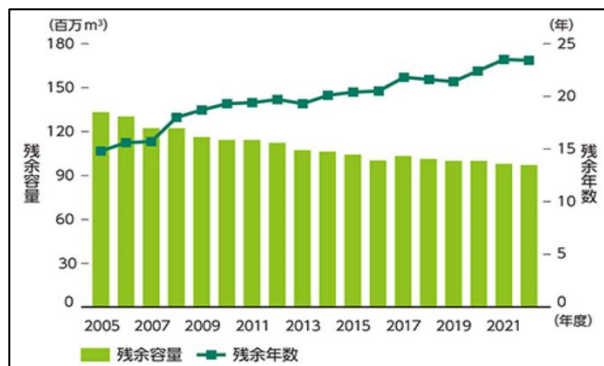
関係事業者からの意見等を踏まえ、内容の具体化を検討



最終処分場の災害時の特例に関して今後検討すべき課題を整理する

制度的措置の必要性と今後検討すべき課題

- 災害廃棄物は、倒壊家屋等由来の混合廃棄物、火災により発生した燃えがら又は石綿混じりの廃棄物等、破碎・選別等の中間処理や再生利用等に適さず埋め立てざるをえないものが大量に発生する。
- これらの災害廃棄物は、通常、市町村の一般廃棄物最終処分場において処分されるが、その容量が不足する場合は民間の産業廃棄物最終処分場でも受け入れる必要がある。しかし、当該産業廃棄物最終処分場でどの程度受入れ可能かの定量的な見込みが立たないと、発災後の災害廃棄物処理の早期実行が困難となる。
- このため、**平時のうちに災害廃棄物の受入れ可能な最終処分場を把握し、発災時には災害廃棄物の受入れ先として速やかに調整ができることが求められる。**



最終処分場の残余容量及び残余年数の推移
(一般廃棄物) (令和4年度末時点)



最終処分場の残余容量及び残余年数の推移
(産業廃棄物) (令和3年度末時点)

民間所有の
廃棄物最終処分場

大規模災害時に備え、市町村による
災害廃棄物の受入容量を事前確保する
といった対応の必要性

- 民間の廃棄物最終処分場が災害廃棄物を受け入れた場合に施設の処理能力が大幅に減少し、通常の事業に支障を来すおそれがあるため、民間最終処分場での災害廃棄物受入れを促進する制度的措置の対応にあたっては、**事業期間中の優遇措置を求める声**などが事業者から上がっており、**今後対応を検討する必要がある。**
- さらに、今後発生しうる大規模災害では、高層マンションの被災等も踏まえると大量の災害廃棄物が発生し、最終処分量も嵩むことが見込まれるため、**必要となる最終処分量の精査と、それに応じた更なる対応の検討が必要である。**